

下記の建設工事について、事後審査型条件付一般競争入札を行うので、社会福祉法人恵庭光風会経理規程第65条の規定により、次のとおり公告する。

平成 26 年 7 月 1 日

社会福祉法人恵庭光風会
理事長 大川 健一

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮)えにわ地域活動センター新築工事
- (2) 工事施行場所 恵庭市新町 30 番 3
- (3) 工 期 契約の翌日から平成 27 年 3 月 20 日
- (4) 工 事 概 要 (仮)えにわ地域活動センター新築工事 RC造 3階建て 延床面積 1,165.77 m²
(事務室、相談室、作業室、食堂、厨房、個室、娯楽室、浴室、トイレ等)
- (5) 予 定 価 格 324,907,200 円(消費税額を含む)
- (6) 入札参加資格
の事後確認 当該入札に係る入札参加資格の確認は、開札後に行います。
- (7) 入札準用規定 当該入札は、恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱(平成 19 年 10 月 1 日実施。以下「要綱」という。)及び恵庭市低入札価格調査事務処理要綱(平成 25 年 12 月 2 日以降の執行入札から適用)を準用して行います。

2. 入札に参加する者に必要な事項

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 恵庭市内に本社又は支店、出張所等(但し恵庭市内での事業所登録を1年以上有すること。)を有し恵庭市競争入札参加資格者として建築工事一式工事に「総合点」が 800 点以上で登録されている2社の特定共同企業体。又は石狩管内に本社・本店を有し、恵庭市競争入札参加資格者として建築工事一式工事に「総合点」が 1,200 点以上 1,500 点未満で登録されている業者であること。但し、人的関係(役員が現に兼務している場合)、資本関係(親会社と子会社の関係、親会社と同じくする子会社同士の関係)又はその他入札の適正化が阻害されると認められる場合は、同一工事に一緒に応募することはできません。
また、恵庭市指名競争入札参加者指名基準第 4 の「指名の制限」の項目に該当しないこと、平成 25 年度以前の市税の滞納(法人代表者の個人分含む)がないこと。
なお、特定共同企業体の出資比率の最小限度は 30%以上とし、代表者は他の構成員に比して施工能力が高く、かつ出資比率の高いものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- (3) 入札執行の日までに、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 4 月 1 日実施)の規定により指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により更生手続開始の申立てをした者及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除きます。
- (5) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に規定する建設業の許可を有する者であること。
- (6) 過去 10 年間に当該工事と同種又は類似し、概ね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。(共同企業体により施工したものを含む。但し、出資比率は 30%以上であること。)
- (7) 本工事に対応できる建設業法上の許可業種に係る監理技術者を施工場所に専任で配置できること。
- (8) 現場代理人を施工場所に専任で配置できること。

3. 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(要綱の様式3)に次の書類を添付して提出しなければなりません。

- ア) 類似工事施工実績書(要綱 様式4)
- イ) 工事施工実績証明書又はこれに代わる書面(契約書の写し)
- ウ) 配置予定技術者経歴書(要綱 様式5)
- エ) 協定書(要綱 様式 6。但し、特定共同企業体に限ります。)
- オ) 委任状(要綱 様式 7。但し、特定共同企業体に限ります。)

(2) 受付期間

平成 26 年 7 月 2 日 から

平成 26 年 7 月 9 日 までの午前 9 時から午後 5 時まで。(土、日曜日、休日を除く。)

(3) 配付・受付場所

恵庭市牧場 219 番地 4 恵庭光と風の里総務部総務課

(4) 提出方法

持参に限るものとします。(郵便又は FAX によるものは受け付けません。)

(5) その他

- ア) 申請書類の作成に係る経費は、入札参加希望者の負担とします。
- イ) 提出された資料は、無断で他に使用しません。
- ウ) 提出された申請書類は、返却しません。

4. 設計図書等の閲覧

設計図書・閲覧書(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 現場説明会 行いません。

(2) 閲覧期間

平成 26 年 7 月 2 日 から

平成 26 年 7 月 23 日 までの午前 9 時から午後 5 時まで。(土、日曜日、休日を除く。)

(3) 閲覧場所・方法

恵庭市牧場 219 番地 4 恵庭光と風の里 1 階事務室

設計図書等をコピーした CD-R を配付します。なお、紙による A3 サイズでの有料複写(1 枚当たり 10 円)もできます。

(4) 設計図書等に係わる質問は、質疑書(要綱 様式1)により提出すること。

平成 26 年 7 月 2 日 から

平成 26 年 7 月 9 日 までの午前 9 時から午後 5 時まで。(土、日曜日、休日を除く。)

質疑書提出先 3の(3)の受付場所

(5) 質問の回答は、書面(要綱 様式 2)によるものとし、次のとおり閲覧に供します。

平成 26 年 7 月 10 日 から

平成 26 年 7 月 11 日 までの午前 9 時から午後 5 時まで。(土、日曜日、休日を除く。)

恵庭光と風の里事務室窓口で提示するので、質問の有無を含め入札前に必ず確認してください。

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 平成 26 年 7 月 24 日 午前 10 時 00 分

※ 入札参加者は、通知した入札執行時間前に受付を完了してください。

(2) 場 所 恵庭市牧場 219 番地 4 恵庭光と風の里 2 階会議室

(3) 入札の中止 入札参加者が複数に達しない場合は、入札を中止します。

6. 入札方法等

(1) 持参に限るものとします。(郵送又は FAX による入札は認めません。)また、一般的な事項は、当法人が定める「競争入札心得」によるものとします。

(2) 通知した入札執行時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 代理人が入札を行う場合にあつては、委任状を提出すること。

(4) 落札決定に当つては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札執行回数は、工事予定価格事前公表事業につき1回とします。
- (6) 当該入札は、最低制限価格、低入札価格調査基準価格を設定します。
- (7) 入札投函前に工事費積算内訳書を提出すること。
工事費等内訳書は、恵庭市の「工事費等内訳書の提出に関する事務取扱いについて」に基づいて作成するものとし、次の各号に該当した場合は無効入札とします。
 - ア、内訳書の提出がない場合
 - イ、内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていない場合
 - ウ、内訳書に記名・押印がない場合
 - エ、内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - オ、内訳書に値引き額の記載がある場合
 - カ、その他当該内訳書の要件が確認できない場合
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効となります。

7. 入札参加資格の確認

(1) 確認手続等

競争入札参加資格の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札を保留します。

落札候補者の競争入札参加資格の審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとします。

ただし、低入札価格調査の失格判断基準額を下回る価格の入札による失格については、開札に立ち会った入札者の前で入札失格とその理由を明示します。

(2) 資格の確認通知

落札者を決定したときは、直ちに落札者に電話等で通知します。

又、資格審査において競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、平成26年7月25日付で競争入札参加資格審査結果通知書(要綱 様式8)により通知します。

8. 入札参加資格がないと認められる者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、平成26年7月26日までに書面により理由の説明を求めることができます。

【書面は3.(3)の記載場所に持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けません。】

- (2) 理由は、平成26年7月30日までに理由説明書(要綱 様式9)により回答します。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除します。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付するか、又はこれに代わる担保若しくは履行保証証券等を提出すること。(入札心得第16条)

10. 契約書作成の要否

必要です。なお、社会福祉法人恵庭光風会の理事会において議決された後に契約を締結します。

11. 支払条件

前金払 ・有(請負金額の2/10以内)

中間前金払 ・有(請負金額の3/10以内)

部分払 ・無

完成払 ・施設整備補助金交付後の支払いとなります。

12. その他

- (1) 入札参加者は、競争入札心得及び関係法令等を遵守すること。
- (2) その他不明な点は、社会福祉法人恵庭光風会事務局(Tel0123-34-0848)に照会すること。
- (3) やむを得ない事情により発注を取り止める場合があります。